

大和市監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年5月30日

大和市監査委員 佐藤 光徳

大和市監査委員 古木 邦明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 総務部
- 3 監査対象期間 令和4年4月～令和5年3月
- 4 監査年月日 令和5年5月30日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、総務部（総務課、人財課、契約検査課、収納課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 資料複写料徴収に関する事務
 - (9) 大和市史等有償刊行物の売り払いに関する事務
 - (10) 切手の受払に関する事務
 - (11) つり銭、領収印の管理に関する事務
 - (12) 給料決定に関する事務
 - (13) 期末・勤勉手当支給に関する事務
 - (14) 職員手当等支給に関する事務
 - (15) 退職手当支給に関する事務
 - (16) 児童手当支給に関する事務
 - (17) 職員手当等返還に関する事務
 - (18) 職員の被服貸与に関する事務

- (19) 育児休業者・退職者の復職時調整に関する事務
- (20) 公務災害補償に関する事務
- (21) 工事請負・委託業務契約に関する事務
- (22) 物品供給契約に関する事務
- (23) 消耗品単価契約に関する事務
- (24) 不要物品の処理に関する事務
- (25) 備品購入に関する事務
- (26) 過誤納金還付に関する事務
- (27) 不納欠損処分に関する事務
- (28) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (29) 滞納処分に関する事務
- (30) 県税保管金等に関する事務
- (31) 土地賦課に関する事務
- (32) 家屋賦課に関する事務
- (33) 償却資産賦課に関する事務
- (34) 固定資産税の減免に関する事務
- (35) 諸証明等手数料徴収に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(人財課)

職員手当等返還に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(資産税課)

諸証明等手数料徴収に関する事務において、次の点が見受けられた。

(1) 減額の調定がなされていないものがあった。

(2) 調定金額を誤り、その修正がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。